

保健管理センターにおける救護



- 発熱等の感染が疑われる症状が出現した場合は、他者との接触は避け、速やかに帰宅してください。
- 法令により、看護職が医薬品を授与することはできません。日頃から自分にあった医薬品を持参し、医薬品が必要な方は、近隣の薬局にて購入してください。
- 保健管理センターでは、登校中から大学内にいる時に発症した傷病に対応します。傷病者のみ入室してください。
- 以前から続く体調不良については、ご本人の体調に合わせて、健康相談や医療機関の紹介等の支援を行います。
- 法令により、看護職は応急手当のみ行います。自宅での怪我や数日前からの怪我は、自分で手当てをしてください。ただし、応急手当の方法や経過の見方、受診の目安などの相談は受け付けます。

<ベッド利用について>

- 看護職により、安静が必要と判断した場合は、30分程度を目安に、医療機関受診もしくは帰宅できるようになるまで、ベッド利用による救護を行います。
- 次の授業まで休みたい等、本人希望によるベッド休養はできません。看護職による観察等の救護を必要としない方は、学内の学生滞在スペースを利用してください。